

鹿屋市国民健康保険短期被保険者証・資格証明書交付要綱の一部を改正する
要綱

鹿屋市国民健康保険短期被保険者証・資格証明書交付要綱（平成27年鹿屋市告示第118号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の2号を加える。

- (3) 保険税の納付相談に応じるもの
- (4) その他市長が特に返還させる必要がないと認めるもの

第13条第1項第2号中「納付誓約」を「納付計画」に、「あり、当該納付後においても確実に保険税の納付の履行が見込まれる」を「あった」に改める。

第16条を削る。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。